

プロポーザル質問回答書

令和2年10月9日

件名：犬山市保育業務支援システム導入業務委託

番号	質問項目	質問の内容	回答
1	基本要件 - システム-7	「特定のソフトウェアを使用せず、Webブラウザによる利用とすること」とありますが、「Web ブラウザ以外のソフト・アプリケーションを利用しない」という認識でよろしいでしょうか？	「特定のソフトウェアを追加せず、Webブラウザによる利用を可能とすること」へ修正いたします。保護者側の機能に関してはブラウザに加え、専用のアプリケーションから利用できることを必須要件としています。
2	機能要件 - 操作性 要件-2	「PC・タブレットいずれからも同一画面で」とありますが、機能により、画面が異なることも認められないのでしょうか？	PC・タブレットの画面いずれも同一の画面であることが望ましいですが、画面から同じ機能が使用、同一のページへアクセスできるようになっていれば構いません。
3	機能要件 - 操作性 要件-2	「PC・タブレットいずれからも同一画面で端末ごとの操作方法を覚える必要が無いこと」とありますが、端末により、利用する機能が異なる場合は、その限りでないとしてよろしいのでしょうか？	同一画面上での同一機能における操作要件であるため、端末ごとに使用する機能が異なる場合はその限りではありません。
4	機能要件 - 操作性 要件-3	「メインメニューのアイコンから各機能をすべて呼び出せること」とありますが、システムに含まれるすべての機能のアイコンがメインメニューに表示されている必要があるということでしょうか？	例えば園児台帳、延長保育料計算、登降園管理などの管理する内容が異なる機能へのアクセスは呼び出せる必要がありますが、園児台帳のCSV出力といった機能へは園児台帳画面からアクセスできれば構いません。

5	機能要件 - 登降園 管理機能 -27	ICカードやQRコードで提案する場合、必要な機器類（ICカードリーダー、ICカード、QRコードリーダー）の費用は御見積に含める必要がありますでしょうか？	導入費として、必要な機器類（ICカードリーダー、ICカード、QRコードリーダー）にかかる費用については、見積もりに含めてご提案ください。 ただし、PC及びタブレット端末は本市での調達となります。
6	機能要件 - 保護者 機能 - 3 9	保護者機能の必須項目をWebブラウザとメール配信の組み合わせで提供できる場合、同39以降にある保護者アプリは不要と捉えてよろしいでしょうか？必要な場合は、必要となる目的をご教示ください。	保護者機能へのアクセスのしやすさ、専用アプリを経由したプッシュ通知による確実性の高い通知による利便性をふまえ、保護者アプリは必須としています。特に通知機能に関しては、メールによる連絡の場合、保護者によるアドレスの変更や、ドメイン許可設定、迷惑メール対策などにより、情報が伝わらない可能性があり、急な休園など大量、一斉の情報配信をより確実に届けるため、(既に行っているメールでの一斉配信に加え行うもの) となります。なお、プッシュ通知機能についても必須要件としています。
7	機能要件 - 登降園 管理機能 -36	2カ月の出欠数を自動計算する場合、どのような場面で必要となりますか？	NO. 39「出席簿は日毎の出欠人数や園児毎の <u>2カ月</u> の出欠数が自動計算されること」を「出席簿の日毎の出席人数や園児毎の <u>1カ月</u> の出席日数が自動計算されること」に修正いたします。